

令和2年3月26日

役員会議決

東京大学利益相反ポリシー

1. 目的

東京大学は、教育と研究とその成果の提供による社会貢献をその使命としており、大学の研究成果を広く社会に普及し、その活用を促進するための産学官連携等を実施することも、大学の果たすべき重要な役割と認識している。附属病院はさらに患者の治療をも使命とし、臨床試験の被験者の安全にも責任を負う。これら大学の使命を果たすべく、役員及び教職員（以下「教職員等」という。）は誠実かつ忠実に職務を遂行する義務を負う。

しかし、大学の個々の教職員等が、企業等の様々な外部と関係する中で、大学の使命の根幹である教育研究等との利害の対立が生じる可能性がある。これが個人としての利益相反（いわゆる責務相反を含む）といわれる状況である。

また、大学法人自身が、特定の企業の営利活動に関して、直接的な利害関係を有することとなる状況が生じている。即ち、大学法人が組織レベルでの意思決定を下す際に、特定の企業との利害関係において、大学組織（大学法人及び部局をいう。以下同じ。）の意思決定が、大学の教育研究等の使命と相反する状況が発生することがあり得る。このように大学組織の利益と大学組織の社会的責任とが相反する可能性が生じ得る。

教育研究等に関する姿勢が、教職員等及び大学組織自身の特定企業等との利害関係によって歪められ、長期間にわたって培われてきた本学に対する社会からの信頼や期待を決定的に損なう可能性がある。

本ポリシーは、透明性の高い産学官連携活動による社会貢献を積極的に推進するため、東京大学がこのような利益相反のマネジメントを適切に行うための方針を明らかにするものである。

2. 利益相反マネジメントの基本 かるために、教職員

等及び大学組織の利益相反に係る問題が生じ得る可能性を認識した場合、適切なマネジメントにより、望ましくない事態の改善又は発生を回避することが求められる。

このため、教職員等及び大学組織の利害によって東京大学の教育研究等に対する社会からの信頼や期待を損ねることがないように、利益相反のマネジメントを行うための体制を構築することとした。

東京大学は、産学官連携のパートナーとなる産業界や行政、さらには社会全体に対しても、本利益相反ポリシーの理解と協力を求め、そのような理解と協力の下、利益相反のマネジメントを行いつつ、円滑に産学官連携を推進することを期待するものである。

3. 利益相反マネジメントのための具体的施策

上記の考え方に基づき、大学法人は、以下の体制整備を行う。

3.1 利益相反マネジメントに関する規則の整備

東京大学における産学官連携活動を適正かつ円滑に推進することを目的として、東京大学における利益相反についてマネジメントを行うための必要な事項を定める利益相反マネジメントに関する規則を整備する。

3.2 利益相反マネジメント委員会の設置

東京大学における利益相反についてマネジメントを行い、望ましくない事態の改善又は発生を回避する目的で、全学委員会として、過半数の外部有識者によって構成される利益相反マネジメント委員会を設置する。

3.3 セーフ・ハーバー・ルールの整備

利益相反マネジメント委員会は、教職員の行為の適正性を確保するための準則として、「東京大学教職員の利益相反に関するセーフ・ハーバー・ルール」を整備する。

3.4 利益相反アドバイザリー機関の設置

部局に利益相反アドバイザリー機関を設置する。利益相反アドバイザリー機関は、部局において、「東京大学教職員の利益相反に関するセーフ・ハーバー・ルール」を敷衍し補完する利益相反ガイドラインを策定するものとする。

3.5 産学官連携に携わる教職員等による情報の開示

利益相反マネジメント委員会は産学官連携における利益相反の状況をチェックするため、産学官連携に携わる教職員等に、必要最小限の範囲で定められた一定の情報を記載した自己申告書を提出させる。

教職員等から提出された自己申告書は、プライバシー等に係わる部分を除き、情報公開制度に従って公開する。

3.6 利益相反に関する調査及び報告等

利益相反マネジメント委員会は、教職員等による情報開示その他関係部署からの必要な情報収集に基づき、利益相反に係る審査を行い、必要があると判断した場合には、調査を実施する。調査の結果、望ましくない事態が生じ、又は望ましくない事態が発生するおそれがあると判断した利害関係については、総長又は部局長に対して事態の改善又は発生を回避するための施策の勧告をすることができる。

教職員等は、利益相反マネジメント委員会による利益相反に関する調査に協力し、必要な情報の提供等を行うものとする。

3.7 透明性の担保と利益相反報告の公開

利益相反マネジメント委員会による利益相反に関する調査結果は、適切な時期及び方法で公開するものとする。

3.8 学内啓発と組織学習のための措置

利益相反に関する意識向上のための研修の実施や利益相反に関する事例集を作成する等、利益相反のマネジメントを適切に行うため、学内啓発及び組織学習のための措置を講じる。